

令和元年 12 月 4 日（水）午後 2 時

大阪広域水道企業団

経営管理部財務課（出納・管理グループ）

電 話 06 - 6944 - 8024（直通）

F A X 06 - 6944 - 6868

## 工業用水道料金に係る口座引落し処理の誤りについて

本年 11 月分の工業用水道料金について、一部の受水事業所の口座から本来お支払  
いただく金額より少ない金額で、誤って引落しを行ったという事案が判明しました。  
受水事業所の皆様に深くお詫び申し上げます。  
なお、詳細については下記のとおりです。

### 記

#### 1 経過

令和元年 12 月 2 日に受水事業所から請求書の金額と口座引落しの金額が違っ  
ているとの問い合わせがあり、確認をしたところ、企業団が金融機関に送付した口座  
引落し依頼データの金額に誤りがあったことが判明しました。

該当受水事業所（12 月 2 日及び 3 日口座引落し分）	32 事業所
過少となった工業用水道料金	420, 151 円

#### 2 原因

口座引落し依頼データ作成プログラムについて、消費税及び地方消費税の改正  
に伴う税率の変更作業を外注した際に、そのチェックが不十分だったことによるも  
のです。

なお、請求書の作成プログラムは、税率を 10% で算定するシステム改修ができて  
いました。

#### 3 今後の対応

該当する受水事業所に対して、説明、お詫びをしました。

また、過少となった工業用水道料金についての納付を改めて依頼します。

#### 4 再発防止策

誤ったプログラムの設定については、既に修正を行いました。

また、今後、システム改修を行う際には、作業受注者にシステムの検証を徹底させるとともに、複数の職員による設定内容のチェックを徹底します。